

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第189号
事故等種類	同乗者負傷
発生日時	平成24年9月9日（日） 11時25分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖東部長浜市田村町沖 長浜市所在の加田村二等三角点から真方位233° 1,340m付近 (概位 北緯35° 21.2′ 東経136° 16.6′)
事故等調査の経過	平成24年12月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ NISHIKEN、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	260-44543兵庫、有限会社にしけん開発企画
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	負傷 1人（同乗者）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、前部座席に同乗者1人を乗せ、琵琶湖東部の長浜市田村町沖を発進して約30km/hの速力で遊走中、左側に急旋回したところ、平成24年9月9日11時25分ごろ、船長及び同乗者が、右方向に投げ出されて落水した。 同乗者は、落水の際に肩を脱臼した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：湖上 平穏
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、琵琶湖東部の長浜市田村町沖を遊走中、約30km/hの速力で左側に旋回したことから、船長及び同乗者が右方向に投げ出されて落水し、同乗者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖東部の長浜市田村町沖を遊走中、約30km/hの速力で左側に旋回したため、船長及び同乗者が右方向に投げ出されて落水したことにより発生したものと考えられる
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイを操船して旋回する際は、十分に減速すること。